

岡本の国会での質問

164-衆-本会議-20号 平成18年04月06日

○議長(河野洋平君) 提出者岡本充功君。

〔岡本充功君登壇〕

○岡本充功君 ただいま議題となりました医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案、通称医療の安心・納得・安全法案について、提出者を代表し、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本法案は、第百五十四回通常国会に提出された医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案、通称患者の権利法案を基礎として、現在の医療提供体制に必要な項目を法案化したものです。

良質かつ適切な医療が提供されることは大前提であります。それに加えて、今まさに、医療に対する安心感、医療を受ける人の納得、医療の安全をどのように高めるかは喫緊の課題です。

今回、政府が提出した医療制度改革関連二法案は、医療財政改革が中心的課題となっています。健康保険法を改正し、さらなる負担を求めようとする前に、過去の医療制度改革の総括を行い、置き去りにされてきた医療の質の向上という大きな課題に対し、この機会にきっちり結論を出すことが政治の責任であると考えています。

そもそも、医療とは、医療を受ける者と医師との共同作業で行われるべきものです。現在、ようやくインフォームド・コンセント、説明に基づく同意という概念が広がり始めました。医療を受ける者のうち、求める者に対してはさらに自己選択や自己決定ができるという、インフォームド・チョイス、説明に基づく選択、そしてインフォームド・デシジョン、説明に基づく自己決定といった概念もあります。医療を受ける者の主体性が尊重されていく必要があるのであります。

また、医療事故を未然に防ぐ体制整備も求められています。万が一医療事故が生じた場合においても、徹底的な原因究明とその報告が行われ、同じ事態が繰り返されないようにすることは、医療の安全を高める重要な要素です。

この法案を早く成立させ、医療を受ける者の安心、納得、安全を確立することで医療の質を高め、医療財政改革のみでは得ることのできない満足感を、医療を受ける多くの国民の皆様にご覧いただくことができると考えています。

以下、法律案の概要を申し上げます。

第一は、医療を受ける者に対する医療に関する情報の提供について、基本的な事項、医療機関等に関する情報の開示、報告を定めるとともに、広告規制について、原則自由化の方向性を示しています。

第二は、医師等は診療について十分な説明を行うこと、説明、報告に当たっては医師と医療従事者間の連携がとられること、さらに、薬剤師においては調剤に関する説明を十分に行うこととしています。

第三には、カルテなど診療記録の開示等です。医療機関の管理者は、医療を受ける者等から請求があれば、医療を受ける者に悪影響を及ぼす場合などを除き、診療記録を開示しなければならないとしています。また、医療を受ける者等の申し出があれば、医療に要した費用の内容の詳細な内訳がわかる書面を交付することとしています。

そして第四に、医療機関における相談対応のあり方を規定するとともに、都道府県が相談支援機関として医療相談支援センターを設置することを定めています。

第五に、安全かつ適正な医療確保のための体制整備として、医療機関に医療安全委員会を設置すること及び医療事故等の報告の規定を置き、第六に、医療技術に関する評価及び医療機関

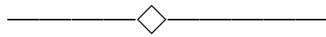
に関する評価について定めています。

これらの諸施策を実現することで、医療を受ける人の尊厳が保持され、医療を受ける人の理解と自己決定に基づいた良質かつ適切な医療の提供が促進され、日本の医療の信頼性の確保と向上がなされること、医療を受ける人々の権利利益の擁護を行おうとするものです。

以上が、本法案の提案理由とその概要でございます。

私は、この議場でも数少ない医師免許を持つ議員の一人として、実際に病院で診療を続ける議員として、現場の声を皆様方にお届けしたい、その思いで、この法案をまとめさせていただきました。

医療はお金の問題だけではありません。人はいつか必ず死にます。不幸にして不治の病を患ったとしても、安心、納得、安全な医療を受け満足してみとられるかどうかは、議員各位におかれても決して人ごとではないはずであります。ぜひ、この法案の趣旨を十分御理解賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(拍手)



健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案(小宮山洋子君外四名提出)及び医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案(園田康博君外三名提出)の趣旨説明に対する質疑